

## **自動販売機設置事業者募集要項**

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団では、指定管理施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合的評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と自動販売機設置契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加される方は、本募集要項及び仕様書をよく御確認いただき、内容を御承知の上御参加ください。

### **1 目的**

指定管理施設の有効活用及び施設利用者の利便性向上を図るとともに、財団の自主財源確保を図る。

### **2 応募資格要件**

「平成25年度埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録名簿」に応募者が搭載されていること。

### 3 暮集事項等

#### (1) 設置場所及び面積（設置台数）

物件番号	施設名称	設置場所	設置面積	台数
1	彩の国さいたま芸術劇場	ガレリア（手前）	1 m <sup>2</sup>	1台
		小ホール樂屋通路	1 m <sup>2</sup>	1台
2	彩の国さいたま芸術劇場	ガレリア（奥）	1 m <sup>2</sup>	1台
		大ホール樂屋通路	1 m <sup>2</sup>	1台
3	彩の国さいたま芸術劇場	情報プラザ（奥）	1 m <sup>2</sup>	1台
		地下2階ラウンジ（手前）	1 m <sup>2</sup>	1台
4	彩の国さいたま芸術劇場	情報プラザ（手前）	1 m <sup>2</sup>	1台
		地下2階ラウンジ（奥）	1 m <sup>2</sup>	1台

※設置面積には、放熱余地部分を含むが、回収ボックス設置部分は含まない。

#### (2) 設置期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日（更新なし）

本募集要項において設置が決定し、契約した業者は、財団と協議の上、原則として平成26年4月1日（火）～3日（木）の間に自動販売機を設置する。

#### (3) 設置条件等

別添仕様等による。

#### (4) 募集する事業者は、(1)の物件番号（設置箇所）ごとに選定する。

#### (5) 注意事項

##### ① 参考データ

自動販売機（現在設置されている5か所）の年間売上本数

〔平成24年度実績〕

設置場所	年間売上本数	備 考
ガレリア	15,252本	設置2台の合計本数
地下2階ラウンジ	2,661本	設置2台の合計本数
情報プラザ	19,607本	設置2台の合計本数
大ホール樂屋通路	6,090本	
小ホール樂屋通路	2,249本	

##### ② 彩の国さいたま芸術劇場内の自動販売機設置場所について

- ・ガレリア…総合インフォメーションに近く、主として稽古場・練習室及び音楽ホール利用者が利用。
- ・地下2階ラウンジ…主として練習室利用者が利用。

- ・情報プラザ…主として大ホール、小ホール、音楽ホール、映像ホール来場者が利用。
- ・大ホール樂屋…大ホール出演者及び関係スタッフが利用
- ・小ホール樂屋…小ホール出演者及び関係スタッフが利用

## 4 応募手続き

### (1) 参加申込み

参加を希望する者は、参加申込書等（ウに掲げる書類）を提出しなければならない。

なお、提出された書類は返却しない。

#### ア 提出期間

平成 26 年 2 月 4 日（火）から 2 月 14 日（金）までの日の午前 9 時から午後 7 時までの間（ただし、休館日を除く。）

#### イ 提出場所

彩の国さいたま芸術劇場 総務部経営企画課

埼玉県さいたま市中央区上峰 3-15-1

電話：048-858-5502

ウ 提出書類（提出部数は各 1 部。ただし、複数物件を申し込む場合は、下記注 2 印参照）

	提出書類
①	参加申込書（様式第 1 号）
②	販売手数料提案書（様式第 2 号）
③	自動販売機設置に係る提案書（様式第 3 号）
④	設置する自動販売機のカタログ
⑤	自動販売機設置業者登録書（写）及び設置業者登録名簿申請書（写）

注 1 法人の場合には、代表者印とすること。

ただし、「埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録名簿」登載に関して、代理人を定める委任状を提出している場合、又は代表者印と異なる印を使用する申請を行っている場合は、その使用する印鑑とする。

注 2 複数物件を申し込む場合、②③及び④については、物件番号ごとに 1 部、他の書類は 1 部を提出のこと。

注 3 販売手数料提案書（様式第 2 号）は、封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印（担当者印で可）し、提出のこと。

注 4 カタログに設置する自動販売機が特定できるよう明記しておくこと。

### (3) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参すること。ただし、直接持参できない場合は郵便の受付も認めるが、封筒に「自動販売機参加申込書」

と朱書きし、必ず書留郵便で提出場所あてに提出期間内に必着するよう送付すること。(電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。)

#### (4) 販売手数料提案書（様式第2号）の記載内容

記載する内容は、総売り上げに対する割合（%）とする。

### 5 提出書類に関する説明

選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

### 6 設置予定事業者の決定方法等

#### (1) 設置予定事業者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とする。

（ア） 販売手数料提案書（様式第2号）に記載された割合が、30%以上であること。

（イ） 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）（以下「提案書」という。）の各提案内容が、すべて記載されていること。

なお、該当なしの場合は、その旨を記載すること。

#### 具体的選定方法

応募者は、3(1)の「物件番号」ごとに応募することができる。設置予定事業者は、「総得点」の最も高い者とする。ただし、物件番号1と2、3と4は、それぞれ異なる設置予定事業者となるよう選定する。

ただし、応募者数の状況から、この選定方法を採用すると設置予定事業者を選定できない物件については、この選定方法を採用しないものとする。

#### イ 総得点の算定方法

$$\text{総得点} = \text{内容点} + \text{価格点}$$

## 評価項目及び評価点

内容点	評価項目		評価の視点	配点
	1	設置施設対応	設置施設への協力、故障時の対応など	10 点
	2	自動販売機機能	省エネルギー性能、防災対策機能	15 点
	3	商品内容	販売商品内容	15 点
	内容点計			40 点

価格点	提案価格	提案手数料に基づき算定	60 点
-----	------	-------------	------

総得点	100 点
-----	-------

ウ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が同点の場合は、当財団が公正かつ厳正に抽選を行い、設置予定事業者を決定する。

### (2) 審査の方法

本件に係る落札者を決定するにあたり、自動販売機設置事業者選定委員会にて、提案書等を公正に審査し、設置予定事業者の優先順位を審議する。

### (3) 設置予定事業者の決定時期

選定は、平成26年2月下旬に行う予定である。

### (4) 選定結果の通知

平成26年2月27日(木)以降、選定された者に対しては選定された旨を、算定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

### (5) 設置予定事業者の例外

設置予定事業者の決定時期における応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としない。

また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適当と認められる場合は、その者から、事情を聴取

の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

## 7 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 不正行為による応募

イ 販売手数料提案書の手数料率、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

ウ 販売手数料提案書の記名押印を欠くもの及び手数料率を訂正したもの

エ 参加申込書（添付者類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの

オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

ア 提出した提出書類は、提出期限を過ぎた後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。ただし、施設管理者から補正を求められた場合は、この限りではない。

イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認められるときは、選定時期を延期し、又は取り止めることができる。

## 8 契約

(1) 別添契約書のとおりとする。

(2) 設置予定事業者は、平成26年3月14日（金）までに、契約書に記名押印の上、財団に提出し、財団と自動販売機設置契約を締結する。

## 9 設置予定事業者の決定取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。

ア 上記8の（2）に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき

イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき

ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置予定事業者として相応しくないと財団が判断したとき

(2) 上記（1）により、設置予定事業者の決定を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、自動販売機設置事業者選定委員会の審査において次点の者と随意契約交渉を行う。

## 10 質問等

自動販売機設置業者募集要項等に対する質問方法等は、次による。

## (1) 質問の方法

質問は、平成26年1月24日（金）から平成26年1月30日（木）午後5時までに、質問書（様式第4号）の様式を使用し、原則として電子メール（又はファックス）により、下記12に示すメールアドレスあてに提出する。

### （注意）

質問は必要最小限とすること。

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

## (2) 質問への回答

原則として、質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、各設置業者に共通する質問事項及び回答は、とりまとめて平成26年2月3日（月）までに、全ての応募者の担当者あてに一斉メールをする。

## 11 その他

- (1) 本書に定めがない事項は、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団財務規程の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

## 12 問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区上峰3-15-1

彩の国さいたま芸術劇場 総務部経営企画課（永井）又は、  
劇場部利用調整課（赤岩）

TEL：048-858-5502 又は 048-858-5501

FAX：048-858-5515

E-mail：riyousya@saf.or.jp